

26

2

心方信之世用，物

+2

(+2)

このあとにはめの最後、
自分の定をした②の
提議「他人の行為を
支酒している」にあて
はめてください。

ページ
裏面へ

採者：有年

(+2)



(+1)

「当初は正しい因果
関係に思えていた
ことから、因果関係の
逆も問題となります。」

[illegible]

(+3)

(2) 乙管は本管工の管の内部に存在し、B管とC管の間隙が
密封が厳密である。故に、本管工の管の管口は難
く、本管工の管の管口は他の管口より

2 ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

は工場の気配が濃く感じられる。これは、

2号の事件工場の内部構造が図に示される。2号の

事件工場という「建築物」の一部と認められる。

3. 2. 事件工場は、火災保険の被保険者(1号)の

所有物である。2号が所有している同工場は、1号の所有物である。

同工場は、2号の所有物である。2号は、1号の所有物である。

2号は、1号の所有物である。2号は、1号の所有物である。

2号は、1号の所有物である。2号は、1号の所有物である。

2号は、1号の所有物である。2号は、1号の所有物である。

(3) 甲は、同事件工場の所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

所有権を2号に譲渡した。この譲渡は、2号の事件工場の

1(1) 甲は、現在建造物等放火罪の既犯成立する。

(2) 28. 甲は、(通電)に本機エンジン内の電線を自動放水装置を用いて切断している。しかし、28. 乙は、この行為が放火罪の既犯成立に必要十分な危険を生ずるものではない。甲は、エンジン内の電線を切断し、放水装置の作動を妨げているため、放火罪の既犯成立を阻害している。

よって、28. 乙の行為は甲に既犯成立を阻害するものではない。甲の行為は108条の既犯行為である。

2(1) 甲は、同罪の既犯成立する。

(2) 28. 甲は、エンジン内の電線を切断している。しかし、28. 乙は、この行為が放火罪の既犯成立に必要十分な危険を生ずるものではない。甲は、エンジン内の電線を切断し、放水装置の作動を妨げているため、放火罪の既犯成立を阻害している。

よって、甲は、28. 乙の行為が放火罪の既犯成立を阻害するものではない。

(3) 甲は、同罪の既犯成立する。しかし、28. 乙は、この行為が放火罪の既犯成立に必要十分な危険を生ずるものではない。

よって、甲は、28. 乙の行為が放火罪の既犯成立を阻害するものではない。甲は、エンジン内の電線を切断し、放水装置の作動を妨げているため、放火罪の既犯成立を阻害している。

よって、甲は、28. 乙の行為が放火罪の既犯成立を阻害するものではない。

(4) 以上より、甲は、現在建造物等放火罪の既犯成立する。

以上

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

第1 甲の罪責

1 甲は、本件マンションを放火させており、^中現住建築物放火罪(108条)の成立が考えらる。

2(1)「現に人が住居に使用し」とは、現に人が居なくとも日常生活に利用し、糧食をしていれば、住居に使用しているといえる。本件では、放火時に他の居住者は外出していたが、日常的に利用しているのて住居にあたり。

(2) また、他の住居に引火^{する}危険があり、建築物の一体性が認められれば、一体の建築物と評価できるため、本件マンションは、~~難燃性建築物でない~~建築物であるため、全体を一体として建築物と評価できる。

3(1)しかし、甲は、自ら本件マンションを放火せず、自動発火装置^をを用いて乙に設置させて本件マンションを全焼することを計画し、乙に自動発火装置(以下「本件装置」という。)を設置させている。そこで、甲に実行行為が認められるか、間接正犯の成立が問題となる。

(2) 実行行為とは、構成要件的结果発生の現実的危险性を有する行為をいうところ、他人を利用すること、~~犯罪行為を~~^{実行}することである。そして、他人を利用して犯罪を実行したといえるためには、他人を道具のように支配利用して、実行行為を行わせることが必要である。

25(3) 本件~~で~~甲は、乙へのプレゼントを装って、たぐみに発火装置を、隠して、乙自身か^{発火装置を}乙宅に置くように仕向けている。乙も、甲の意図を、自宅のリビングに

+ 自己の犯罪といふ意思故罪

罪いた時点では、^{事実を}認識していなかった。かかる事
実からすると、甲は、乙を一方向的に支配し、利用し、本件放
火装置を乙宅に設置させたといえる。そして、
乙が、2018年10月10日23時に甲の指示により、
乙宅のリビングに本件放火装置を置いた時点
で、本件放火装置は機械的に、24時間後~~に~~
を上げ^{ことにより}、~~燃え広がる~~に火燃え広がる現実的危
険が生じたといえる。

(4) したがって、2018年10月10日23時の時点で甲に
間接正犯の実行行為が認められる。

4(1) しかん、乙は、甲が実行に着手した後、甲の意図
に気づき、自らの意思で、本件放火装置を移動さ
せている。かかる乙の行為の^{その後の結果に対する}評価により、~~甲は~~甲の
罪責に違いが生ずる。

(2) まず、乙の行為を新たな犯罪、すなわち^{放火}乙の~~放火~~
罪の実行行為と見て、甲には、教唆罪が成立するとい
うものである(②の見解)。かかる見解は、乙の行
為の存在により、当初の甲の~~犯罪~~^{行為と結果}との因果関係が、
認められなくなった。すなわち危険が現実化したとい
えないといものである。

その結果、甲には現住建築物放火罪~~の~~の未遂の
間接正犯及び、同罪の~~教唆犯~~既遂の教唆犯が成立す

(3) 一方、乙の存在事情の~~発~~発露と度及び当初の
危険作出の大きさは強いという立場からは、甲の
行為と、結果との因果関係を認め、甲に現住建
築物放火罪の~~既遂~~既遂(結果)の間接正犯を認
める(②の立場)。^{①の立場}

(4) この点についての私見は次のとおりである。
アまず構成要件的结果発生の過程は、行為に
含まれる危険が現実化したか、というものである。

(+1)

(+3)

ホカリヤフイフ

諸君(間接正犯)と
(教唆犯)にスレか全
たについて、故意の誤が
使いこつてす。

(+3)

7 以上から、甲に现住建築物放火罪が成立する。

第2 この罪責

1 (1) 乙は発火装置を引火しやすい場所に移動させており、
乙に本件マンションの现住建築物放火罪の単独正犯の
成立が考えられる。しかし乙は、~~甲が自ら~~発火装置を
作り出したわけではなく、放火の計画をもつたわけ
でもない。~~単に詐欺の手段として利用したにすぎない~~。そして、この行為は、発火装置を引火しやす
(1) 場所に移動させたにすぎない。また甲の意思疎通もない。

したがって正犯
意思もない。

乙は火災保険金を受け
取る目的で、発火装置入りの
植物をカーテンの近くに
置いています。この行為
放火の正犯となります

(2) したがって、乙は~~正犯~~正犯として評価することはでき
ないと解する。

2 乙は、乙に甲に対する幫助犯は成立しないか。(62条)

(1) まず、甲と乙に意思疎通はないか、幫助犯は正犯
の犯罪を容易にすることによって成立するため、片面的幫助
も成立すると解する。

(2) 確かに甲の作った発火装置を移動させなくとも、
放火結果は生じていたともいえる。しかし乙が装置を
引火しやすいところに移動させることで、甲の放火は
より確実になったことは、~~明か~~明らかである。

(3) したがって、乙は甲を幫助したといえる。

(4) また、乙は、自らの詐欺のために利用するため、甲を助
けるという故意もある。

3 以上から、乙に现住建築物放火罪の幫助犯
が成立すると考えられる。(108条、62条)

以上

19

第2. 甲の罪責

1. 甲に現住建造物放火罪の間接正犯が成立する
との見解を立場

(1) 間接正犯は、正犯であり、他人の道具と利用し、自己の犯罪目的を達成した場合に成立する

ア. 甲は、本件マンションを焼失せしめようとして、自動
発火装置を取りついで観葉植物を乙に渡し、
カーテンを引かせたところ、客室内に置かれていた
3. 乙は、客室内に、乙が、入通を実行している。
1のとき、本件マンションが焼失して現住建造物放
火の既遂結果を発生している。乙は正犯

イ. 甲は、客室内に乙に好む復讐のため、本件マ
ニションを全焼せしめようとして、故意である。

(2) したがって、甲に現住建造物放火罪の間接
正犯が成立する。

2. 甲に現住建造物放火罪の教唆犯が成立する
との立場

(1) 乙は、第1の例に、本件マンションについて現住建造物
放火罪の既遂結果を発生せしめた。甲の道具として
なり、自己の意思で、これを遂行している。

すなわち、乙は、Aからの連絡により、甲に自動
発火装置を取りついで観葉植物を乙に渡し、
乙は、自己の意思により、既遂結果の発生を防ぐ

乙は、自己の意思により、既遂結果の発生を防ぐ
乙は、自己の意思により、既遂結果の発生を防ぐ
乙は、自己の意思により、既遂結果の発生を防ぐ
乙は、自己の意思により、既遂結果の発生を防ぐ

したがって、甲の現住建造物放火罪は未遂に留まる。

(2) もまた、乙は、既遂結果の発生を防ぐため、乙の

(+1)

(+2)

本問ではこの行為が介
在し、甲の計画通りではな
いため、因果関係と因果
関係の錯誤が問題とな
ります。

本問ではこの行為の着手とし
て、甲の計画通りではな
いため、因果関係と因果
関係の錯誤が問題とな
ります。

評価(ABCD)

氏 名

(+2)

(+1)

12

12

12

12

失火と推定あり。よって、現に、~~甲の行為の結果~~当
該装置の作動により、焼損の結果を招いた。
2) したがって、甲は、現行建造物の「放火罪」の関与正犯と
成立する。

(4)

甲の行為の計画化は
なされていることから、因果
関係の錯誤について
も論じる。

以上、

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。